

## 中央区工事請負指名競争入札参加者指名基準

平成11年5月13日

11中総経第34号

### (目的)

第1条 この基準は、中央区（以下「区」という。）が発注する工事の請負契約に係る指名競争入札に参加させようとする者（以下「入札参加者」という。）の指名に関し必要な事項を定めることにより、当該入札の厳正かつ公平な執行を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 競争入札参加有資格者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の1第2項の規定により、区長が工事の種類及び金額に応じて定めた指名競争入札の参加者の資格を有する者をいう。
- 二 等級 建設工事等競争入札参加者の資格に関する公示に規定する等級をいう。
- 三 発注標準金額 別表第1に掲げる等級に対応する金額をいう。
- 四 発注工事 区が発注しようとする工事をいう。
- 五 既発注工事 区が既に発注した工事をいう。
- 六 営業所 本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所で、公共工事を施行するために必要となる建設業許可を受けているものをいう。

### (指名の判断事項)

第3条 区長は、競争入札参加有資格者につき、次に掲げる事項を調査の上、指名するものとする。

- 一 経営及び信用の状況
- 二 区における指名及び受注の状況
- 三 官公庁工事及び民間工事の実績の有無
- 四 既発注工事の施行成績
- 五 発注工事に対する地理的条件
- 六 発注工事施行についての技術的適性
- 七 発注工事の内容に適した専門性
- 八 施行中の既発注工事の進ちょく状況

### (指名方法)

第4条 入札参加者を指名する場合の基準は、次のとおりとする。

- 一 等級に区分する工事においては、発注標準金額の区分に応じた等級に属する者のうちから指名する。
- 二 等級に区分しない工事においては、発注工事の予定価格に応じて、会社の規模、売上高、実績等から施行能力を調査して指名する。

### (優先指名)

第5条 前条の規定により指名する場合において、次の各号のいずれかに該当する者を、他の者に優先して指名することができる。

- 一 発注工事の施行に必要な建設業許可を受けた営業所を区内に有する者
- 二 発注工事の施行場所付近に営業所を有する者

三 既発注工事の施行成績が優秀な者

四 発注工事が既発注工事と同一業種で、かつ、関連する場合における当該既発注工事の施行者

(発注標準区分等級よりも上位の等級に属する者の指名)

第6条 区長は、第4条第1号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、発注標準金額に応じた等級に属する者よりも上位の等級にある者のうちから入札参加者を指名することができる。

一 入札参加者が前条各号に該当する者であるとき。

二 発注工事が特に緊急を要する工事であるとき。

三 発注工事が高度の技術を要する工事又は施行上相当困難を伴う工事であるとき。

四 発注工事が区の区域外で行われる工事であるとき。

(発注標準区分等級よりも下位の等級に属する者の指名)

第7条 区長は、第4条第1号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、発注標準金額に応じた等級に属する者よりも下位の等級にある者のうちから入札参加者を指名することができる。

一 入札参加者が第5条各号に該当する者であるとき。

二 発注工事が区の区域外で行われる工事であるとき。

(指名の制限)

第8条 区長は、次の各号のいずれかに該当する者を入札参加者に指名することができない。

一 不誠実な行為がある者

二 経営状況が著しく不健全である者

三 既発注工事を2件以上施行中である者又は同時期に別の発注工事に指名を予定している者。ただし、その者の経営の規模その他の条件を調査し、当該発注工事について施行能力を有すると区長が認めるときは、この限りでない。

四 同一の発注工事において、事業協同組合を指名した場合の当該事業協同組合の組合員

五 発注工事の予定価格に対して、発注工事と同一業種の官公庁発注の最高完成工事（競争入札参加有資格者について認められているものをいう。以下同じ。）の金額が2分の1又は民間発注の最高完成工事の金額が1分の1に達しない者。ただし、発注工事が区の区域外で行われる工事であるときは、この限りでない。

六 区が事前に発注工事の発注票で公表した入札参加条件を満たさない者

七 前各号のほか、第3条各号の調査を行った結果、指名することが不適切と認められる者

(指名業者の数)

第9条 区長は、別表第2の左欄に掲げる予定価格の区分に応じて、それぞれ同表右欄に掲げる指名業者数を指名するものとする。

2 区長は、前項の規定にかかわらず、発注機会の極めて少ない工事については、別表第2の右欄に掲げる指名業者数を超えて指名することができる。

3 区長は、第1項の規定にかかわらず、発注工事が次の各号のいずれかに該当する工事であるときは、別表第2の右欄に掲げる指名業者数を減じて指名することができる。

一 高度の技術を要する工事

二 区の区域外で行われる工事

三 前2号に掲げるもののほか、その性質又は目的からやむを得ない工事

(委任)

第10条 この基準に定めるもののほか、入札参加者の指名に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

1 この基準は、平成11年5月20日から施行する。

2 次に掲げる基準は、廃止する。

一 工事発注金額別指名業者格付選定運用基準（平成5年3月24日4中総経第366号）

二 工事発注金額別指名業者数選定運用基準（平成5年3月24日4中総経第366号）

附 則

この基準は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成13年4月12日から施行する。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1

区 分	等 級	発 注 標 準 金 額	
道路舗装工事	A	6,000万円以上	
	AB	4,000万円以上	6,000万円未満
	ABC	2,000万円以上	4,000万円未満
	BCD	500万円以上	2,000万円未満
	CDE	500万円未満	
橋梁工事 河川工事 水道施設工事 下水道施設工事 一般土木工事	A	8,000万円以上	
	AB	6,000万円以上	8,000万円未満
	ABC	2,000万円以上	6,000万円未満
	BCD	500万円以上	2,000万円未満
	CDE	500万円未満	
建築工事	A	3億円以上	
	AB	1億円以上	3億円未満
	ABC	6,000万円以上	1億円未満
	ABCD	2,000万円以上	6,000万円未満
	BCD	1,000万円以上	2,000万円未満
CDE	1,000万円未満		
電気工事 給排水衛生工事 空調工事	A	6,000万円以上	
	AB	3,000万円以上	6,000万円未満
	ABC	1,000万円以上	3,000万円未満
	ABCD	500万円以上	1,000万円未満
	BCD	500万円未満	

別表第2

予 定 価 格	指名業者数
6,000万円以上	8以上
3,000万円以上6,000万円未満	8
2,000万円以上3,000万円未満	7
1,000万円以上2,000万円未満	6
500万円以上1,000万円未満	5
200万円以上500万円未満	4
200万円未満	3